【介護給付のサービス】

▼居宅介護

自宅での身体介護、家事援助のほか、通院介助などを行います。

▼重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により常に 行動上著しい困難を有する人で、介護を必要とする人に、自宅で入浴、 排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行いま す。

▼同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に外出時に同行し、移動の援護や外出先での必要な視覚情報の支援を行います。

▼行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

▼重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

▼短期入所 (ショートステイ)

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入 浴、排せつ、食事の介護等を行います。(宿泊を伴う)

▼療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行います。

▼生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

▼施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【訓練等給付のサービス】

▼自立訓練

○機能訓練・生活訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

○宿泊型自立訓練

居室等の設備を利用して、日常生活能力を向上させるための支援、生活 等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

▼就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

▼就労継続支援(雇用型A型・非雇用型B型)

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

▼就労定着支援

就労移行支援等を利用して、一般企業等に新たに雇用された人の就労の 継続を図るための必要な支援を行います。

▼自立生活援助

居宅における自立した日常生活を送る上で問題を抱える人に環境整備に 必要な援助を行います。

▼共同生活援助 (グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【地域相談支援給付のサービス】

▼地域移行支援

入院や施設へ入所している人に、地域で生活するための相談や支援等を 行います。

▼地域定着支援

単身等で地域に生活する人に、連絡体制の確保や相談及び助言等を行います。

【障害児通所給付のサービス】

▼児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

▼医療型児童発達支援

肢体不自由の児童に、指定医療機関で児童発達支援及び治療を行います。

▼放課後等デイサービス

就学している児童に、放課後または休日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を行います。

▼居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

▼保育所等訪問支援

保育所等に訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援を行います。